

会議の開催結果について

- 1 会議名 令和8年度第1回上尾市いじめ問題調査委員会
- 2 会議日時 令和8年 4月16日(木)
午前・午後 10時15分から
- 3 開催場所 上尾市役所 7階教育委員室
- 4 会議の議題 別紙のとおり
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 非公開の理由 無
- 7 傍聴者数 2人
- 8 問い合わせ先 学校教育部指導課
(担当課)

会 議 録

会議の名称	令和8年度第1回上尾市いじめ問題調査委員会	
開催日時	令和8年 4月16日(木) 午前10時15分から	
開催場所	上尾市役所 7階教育委員室	
議長(委員長・会長)氏名	神尾 尊礼	
出席者(委員)氏名	綱島 宗介 小林 稔 大山 和俊	
欠席者(委員)氏名	佐久間 純子	
事務局(庶務担当)	田崎 守 飯島 幸司 杉原 慎一	
会 議 事 項	1 議 題	2 会議結果
	1 委員長選出	別紙のとおり
	2 審 議 上尾市いじめ問題再調査委員会調査報告書に 基づく再発防止策の実施状況について	
3 質疑応答		
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者数 2 名
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・上尾市いじめ問題再調査委員会 調査報告書 再発防止策実施状況報告書 ・再発防止策実施状況報告書 別冊資料 ・再発防止策の提言・実施状況について 	
<p>議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">令和8年 5月20日</p> <p style="text-align: right;">議長(委員長・会長)の署名 <u>神尾 尊礼</u></p> <p style="text-align: right;">議長に代わる者の署名 _____ (議長が欠けたときのみ)</p>		

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
委員長	<p>それでは、会の進行に移らせていただきます。</p> <p>本会議においては、「上尾市いじめ問題再調査委員会 調査報告書に基づく再発防止策の実施状況について」審議いたします。</p> <p>事務局が行う取組状況報告を踏まえ、私たちがその実施状況を評価していくこととなります。</p> <p>委員の皆様におかれましては、これから事務局が報告する内容について、実施状況の評価という観点から御意見をお示しいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、提言1につきまして、事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局 (飯島)	<p>まず、提言1「原調査委員会作成の原調査報告書における提言との関係」について御説明いたします。本項目の概要は、原調査委員会の提言を重く受け止め、改訂された国のガイドラインに即したマニュアル整備や研修を迅速に実施することです。</p> <p>提言1、ア「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめ重大事態対応マニュアル」の整備について御説明いたします。</p> <p>①「上尾市いじめの防止等の基本的な方針」の整備について、本資料4ページ、別冊資料1ページ（【資料1】）を御覧ください。</p> <p>本方針は令和8年4月に大幅な改訂を行いました。再調査の提言を受け、学校現場が迷わず動けるよう「いじめ対応の手順」を具体的に可視化したほか、アンケート用紙や会議録の保存年限を「認知年度後5年間」と規定し、保管体制を整えました。</p> <p>②「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」の整備について、本資料4ページ、別冊資料33ページ（【資料2】）を御覧ください。</p> <p>令和7年1月の改訂に加え、令和8年4月に再改訂を実施しました。大きな変更点は、重大事態発生時の「対応フロー図」を掲載したことです。これにより、教育委員会への第一報、市長への報告、第三者組織の設置、さらには保護者への丁寧な二段階の事前説明に至るまでの手順を一目で把握でき、迅速に組織対応を行うことができるようにしました。</p>
委員長	<p>ただいまの報告を踏まえ、提言1、アに係る実施状況について評価を行いたいと思います。委員の皆様から評価に関する御意見をお願いします。なお、事務局への御質問でも結構です。</p>
大山委員	<p>記録の作成や保存、フロー図などで分かりやすくなったと思います。可視化がより進んだことは評価できます。</p>
委員長	<p>ガイドラインについては異論ありません。どう運用するかが肝要なので、見守っていきたいと思います。</p>
小林委員	<p>国内外の論文を踏まえても、これほど体系的に整備されたプログラムは多くは見られません。実施状況の評価としては、よく作り込まれているとの印象を受けました。</p>
委員長	<p>それでは、提言1、アにつきまして、委員の皆様から評価を賜ります。 (◎3人、○0人、△0人) ※委員長は人数に含めない。 当委員会としましては、◎と評価いたします。</p>

事務局 (飯島)	<p>続いて、次の内容につきまして、事務局より報告をお願いいたします。</p> <p>提言1、イ「管理職及び教員へのスキルアップ研修の実施」について御説明いたします。</p> <p>①生徒指導主任会議の実施について、本資料5ページ、別冊資料60ページ（【資料3】）を御覧ください。</p> <p>市内小・中学校の生徒指導主任を対象に年2回開催しており、モデル事例を用いたワークショップを行うことで、生徒指導主任の対応能力を実践的に高めています。</p> <p>②研修動画の作成について、本資料5ページ、別冊資料61ページ（【資料4】）を御覧ください。</p> <p>令和7年7月から、平時からの備えや重大事態への初期対応など、全4本の動画を配信しました。学校の実情に合わせて研修方法を選択できるような動画共有サイトを活用しており、既に全校の教職員がシリーズ③までの視聴を完了しています。</p> <p>③研修動画の追加作成について、本資料6ページを御覧ください。</p> <p>こちらは「実施予定」の項目です。過去の教訓や配慮が必要な最新事例を反映させた動画を継続的に作成し、場所や時間を問わず学べる環境を維持してまいります。</p> <p>④スクールロイヤー研修会の実施について、本資料6ページ、別冊資料62ページ（【資料5】）を御覧ください。</p> <p>弁護士を講師に、法的な視点を踏まえて「いじめ」に適切に対応するための研修を行うほか、各校での巡回相談を実施し、保護者対応や校長のマネジメントスキル向上を図りました。</p> <p>⑤校内研修に係る参考資料の作成について、本資料6ページ、別冊資料67ページ（【資料6】）を御覧ください。</p> <p>全校で統一した質の高い研修が容易に実施できるよう、教育委員会がスライド資料を作成した上で研修実施を通知し、令和5年8月に全校で実施したことを確認済みしております。</p> <p>⑥青少年健全育成 学校・家庭・地域フォーラムの実施について、本資料6ページ、別冊資料74ページ（【資料7】）を御覧ください。</p> <p>令和7年度より、講話形式の研修から「具体的な協議」形式の研修へと内容を変更し、警察等の関係機関と地域全体で子供を見守る連携の在り方について議論を深めています。</p>
委員長	<p>ただいまの報告を踏まえ、提言1、イに係る実施状況について評価を行いたいと思います。委員の皆様から評価に関する御意見を申し上げます。なお、事務局への御質問でも結構です。</p>
大山委員	<p>管理職や教員へのスクールロイヤー研修とありますが、研修の効果などはありますか。</p>
事務局 (飯島)	<p>現在、取組中の研修であるため、今後効果の検証を行い、2月の委員会で御報告いたします。</p>
委員長	<p>令和5、6年度を取組があるが、令和7年度以降のものはどれになるのか教えてください。</p>
事務局 (飯島)	<p>①、⑥は原調査委員会の提言を受け、以前より行っている取組です。令和7年度のもの②、③です。</p>

委員長	<p>④のスクールロイヤーが各校に訪問するというのはかなり先進的です。通常、弁護士のところには問題が起きてから話が多いため、防止という観点ではかなり評価できるものです。また、スクールロイヤーと先生方が事前に話をすることで相談しやすくなるので効果的だと感じました。難しいとは思いますが、何年かに一度は各校を訪問できるとよいのではないかと思います。</p>
小林委員	<p>10年前の研究では、いじめの96%は、大人のいないところで発生しているとのこと。そのことを踏まえると、教員や保護者、地域住民等、身近な大人がいじめについて考える機会はよいと思います。実際、アメリカの学校では、大人をどんどん学校に入れています。大人の意識を変えることがいじめ防止の観点から非常に有効です。</p>
大山委員	<p>研修は、一回ではなく継続的に実施するべきものです。継続的に実行していただきたいと思います。</p>
委員長	<p>それでは、提言1、イにつきまして、委員の皆様から評価を賜ります。 (◎1人、○2人、△0人) ※委員長は人数に含めない。 当委員会としましては、○と評価いたします。 続いて、次の内容につきまして、事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局 (飯島)	<p>提言1、ウ「専門職及び専門機関の活用」について御説明いたします。 ①スクールカウンセラーの配置について、本資料7ページ、別冊資料75ページ【資料8】を御覧ください。 埼玉県スクールカウンセラーを全校に配置し、被害生徒や保護者の心のケアを最優先とした相談体制を維持しています。 ②スクールソーシャルワーカーの派遣について、本資料7ページ、別冊資料75ページ【資料8】を御覧ください。 現在8名体制で運用しており、いじめや不登校等の事案に対し、医療や警察等の関係機関とのネットワークを構築できるよう調整を行っております。 ③教育相談員及び心理専門員による支援について、本資料8ページ、別冊資料75ページ【資料8】を御覧ください。 電話・面接・メールに加え、オンライン相談も導入し、多角的な支援窓口を維持しています。</p>
委員長	<p>ただいまの報告を踏まえ、提言1、ウに係る実施状況について評価を行いたいと思います。委員の皆様から評価に関する御意見をお願いします。なお、事務局への御質問でも結構です。</p>
大山委員	<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが被害生徒をケアしていくことが重要ですが、スクールカウンセラーの実際の利用状況はどうなっていますか。</p>
事務局 (指導課長)	<p>年間10回程度、月1回くらいのペースで学校に訪問しています。その中で、訪問日の予定が相談でほぼ埋まっている日もあるような状況です。学校にもよりますが、いじめ等を含めた相談については、非常に効果的に機能していると考えております。 また、相談内容につきましても、必要に応じて校長が報告を受けておりますので、連携して進めていくことができていると考えております。</p>

小林委員	<p>教育相談の件数を見たときに少ないと思いました。教育相談でもいじめとはっきり分かるものとそうでないものがあると思いますので、心配事があれば気軽に相談できるシステムがあると良いなと思いました。</p>
事務局 (指導課長)	<p>こちらの相談の件数につきましては、教育センターの中で受け付けた相談件数になっております。そのため学校の中でスクールカウンセラーなどが受けた相談件数は、件数には入っておりません。あくまでも教育センターのいじめホットラインやホットメールとへの相談件数がここに反映されているということでございます。</p>
委員長	<p>それでもいじめホットライン、ホットメールの件数が少ないと思います。</p>
事務局 (指導課長)	<p>ホットラインおよびホットメールによる相談件数は、概ね3件です。ただし、いじめ相談等で指導課へ直接電話が寄せられるケースは本件数に含まれておりません。そのため、ホットラインおよびホットメールについては、多様な相談窓口の一つとして位置付けていただければと思います。</p>
委員長	<p>わかりました。 それでは、提言1、ウにつきまして、委員の皆様から評価を賜ります。 (◎1人、○2人、△0人) ※委員長は人数に含めない。 当委員会としましては、○と評価いたします。 続いて、次の内容につきまして、事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局 (飯島)	<p>提言1、エ「学校支援チーム」の構成について御説明いたします。 ①「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」への専門家参画の明記について、本資料8ページ、別冊資料33ページ(【資料2】)を御覧ください。 重大事態発生時に、指導主事や専門家が調査組織に加わることをマニュアルに明文化しました。これにより、学校と教育委員会が一体となって支援できる体制を確立しました。</p>
委員長	<p>ただいまの報告を踏まえ、提言1、エに係る実施状況について評価を行いたいと思います。委員の皆様から評価に関する御意見をお願いします。 なお、事務局への御質問でも結構です。 実際に「学校支援チーム」が運用されたことはありますか。</p>
事務局 (飯島)	<p>はい。各学校の調査組織に、スクールカウンセラーが第三者として入るという事例もございます。また、教育委員会の指導主事が学校の調査組織に入った事例はございませんが、調査を行う学校に対して必要な支援を行っております。</p>
委員長	<p>それでは、提言1、エにつきまして、委員の皆様から評価を賜ります。 (◎3人、○0人、△0人) ※委員長は人数に含めない。 当委員会としましては、◎と評価いたします。 続いて、次の内容につきまして、事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局 (飯島)	<p>提言1、オ「いじめの予防教育プログラムの導入」について御説明いたします。 ①上尾いじめ防止子供サミットの実施について、本資料9ページ、別冊資料124ページ(【資料9】)を御覧ください。 児童生徒がいじめ防止の方策について協議する場を設定し、そこで決定</p>

された内容を各校の活動に反映させることにより、児童生徒が主体的にいじめ防止に取り組む意識の向上を図っています。

②なかよく楽しい学校生活を送るための標語の作成について、本資料9ページ、別冊資料125ページ（【資料10】）を御覧ください。

児童生徒全員によるいじめ防止啓発標語の作成に加え、サミット参加児童生徒が一次審査を担う仕組みを導入することで、いじめ防止を「自分事」として捉える機会の充実を図っています。

③上尾市生徒指導推進協議会啓発資料の配布について、本資料10ページ、別冊資料126ページ（【資料11】）を御覧ください。

クリアファイルや付箋等の日常品にいじめ防止に係る「行動指針」を記載し、全児童生徒の意識定着を図っています。

④スクールロイヤーによるいじめ防止教室の実施について、本資料10ページ、別冊資料62ページ（【資料5】）を御覧ください。

小学5年生を対象に、スクールロイヤーが直接、いじめに関する知識や人権の重要性について指導を行い、いじめ予防を中心とした未然防止教育として継続的に実施しています。

委員長

ただいまの報告を踏まえ、提言1、オに係る実施状況について評価を行いたいと思います。委員の皆様から評価に関する御意見をお願いします。なお、事務局への御質問でも結構です。

大山委員

いじめをなくすためには、加害側・被害側のみならず、周囲の児童生徒も含めた意識の在り方が重要であると考えますが、特に加害側の意識改革を進めていくことが不可欠であると認識しています。そのためには、継続的な研修の実施が有効であり、例えば年1回でも担任が予防プログラムを実施するなど、取組を積み重ねていくことが重要であると考えます。

また、人権擁護委員会による人権教室が各小学校で実施されていますが、単発で終わるケースも多いことから、各学級において担任が継続的に取り組む体制を強化する必要があると考えます。資料の配布のみでは十分な効果が期待しにくいいため、より実践的な取組として一層の充実を図っていくことが望まれます。

小林委員

2000年代初頭より、各国においていじめ防止プログラムが実施されていますが、先ほど申し上げたとおり、いじめの約96%が大人の目の届かない場面で発生しているとされており、また、学級風土の在り方によって、いじめが起りやすい環境が形成されるとの研究もあります。

そのため、いじめを行わないことはもとより、傍観している児童生徒の行動変容をいかに促すかが重要であると考えられます。例えば、オーストラリアでは動画を活用したプログラムが実施されています。

本市の取組についても、初期段階におけるいじめ防止意識の向上という点で有意義であると評価できますが、今後は科学的なアプローチや定量的な評価を取り入れていく必要があると考えます。

委員長

スクールロイヤーによるいじめ防止教室は数年かけて全校を回るのでしょうか。

事務局
(飯島)

本資料では正確な校数を提示していないため、2月の委員会において、令和8年度時点の実施校数をお示しする予定です。

委員長

児童生徒の主体的な取組は重要であるものの、いじめの定義や影響について十分に理解していない場合もあることから、正確な知識の周知を図る

	<p>ことが重要であると考えます。 それでは、提言1、オにつきまして、委員の皆様から評価を賜ります。 (◎1人、○1人、△1人) ※委員長は人数に含めない。 委員からの意見も付されたことを踏まえ、当委員会としては△と評価いたします。 主体性に関する評価にあたっては、各取組の前後における児童生徒の変容を示すデータがあると、より適切な評価が可能になると考えます。</p>
事務局 (飯島)	<p>いただいた御意見につきましては、次回の委員会において提供できるよう準備を進めてまいります。 次に、提言2「初期対応について」御説明いたします。本項目の本項目の概要は、早い段階からの適切な情報収集体制の構築と、児童生徒・教職員双方の意識およびスキルの向上を図ることです。 提言2、ア「情報の適切な収集」について御説明いたします。 ①早期発見のためのアンケートの実施について、本資料11ページ、別冊資料127ページ(【資料12】)を御覧ください。 毎月の児童生徒アンケートに加え、保護者向けチェックリストおよび教職員用発見リストを運用しています。さらに、記録を5年間保管する旨を通知し、組織的な見守り体制の強化を図っています。 ②子ども・いじめホットライン・ホットメールの設置について、本資料12ページ、別冊資料135ページ(【資料13】)を御覧ください。 24時間体制の電話・メールによる相談窓口を継続して設置しており、匿名でも相談できる環境の維持に努めています。 ③子供の相談環境の整備について、本資料12ページ、別冊資料136ページ(【資料14】)を御覧ください。 令和6年12月より、全児童生徒の端末タスクバーに「小中学生のための相談窓口」を常駐させ、学校や自宅からいつでも相談できる体制を整備しております。 ④児童生徒のいじめに係る報告書の見直しについて、本資料12ページ、別冊資料139ページ(【資料15】)を御覧ください。 迅速な初動と適切な指導助言を行うため、第一報に特化した「速報概要」様式を新設し、早期の情報集約を徹底しています。</p>
委員長	<p>ただいまの報告を踏まえ、提言2、アに係る実施状況について評価を行いたいと思います。委員の皆様から評価に関する御意見を申し上げます。なお、事務局への御質問でも結構です。</p>
綱島委員	<p>メールやアンケート等を通じて幅広く情報収集を行い、初期対応につながっている点は評価できますが、実態を的確に把握するための工夫についても継続的な取組が求められます。</p>
小林委員	<p>アンケートの目的はなんですか。</p>
事務局 (飯島)	<p>本アンケートは月1回実施し、いじめの認知に資する情報の把握を目的としております。また、「学校生活の充実度」に関する項目を設けることで、児童生徒一人一人の状況を多面的に把握する取組を進めております。</p>
小林委員	<p>アンケートの重要性は認められる一方で、その分析が課題であると考えます。科学的手法を取り入れた学級状況の把握が求められるとともに、現場の負担にも配慮しつつ、更なる工夫が必要であると考えます。</p>

委員長	<p>それでは、提言2、アにつきまして、委員の皆様から評価を賜ります。 (◎2人、○1人、△0人) ※委員長は人数に含めない。 当委員会としましては、◎と評価いたします。 続いて、次の内容につきまして、事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局 (飯島)	<p>提言2、イ「児童生徒のいじめ防止に対する意識及びスキルの向上」について御説明いたします。</p> <p>①「いじめを考える授業」研究協議会の実施について、本資料13ページ、別冊資料141ページ(【資料16】)を御覧ください。 児童生徒がいじめを発生させないための具体的な行動を学ぶ授業実践を公開し、各校からの参加者が研究協議を行い、その様子を各校に持ち帰り教職員に共有を図ることで、児童生徒の主体的な行動力を育てています。</p> <p>②指導資料及び啓発資料の作成について、本資料13ページ、別冊資料142ページ(【資料17】)および157ページ(【資料18】)を御覧ください。 児童生徒向けに「いじめの対応について」とする具体的な啓発資料を新たに作成・配布し、正しい知識の習得と、いじめを受けた際の適切な対応力の向上を図りました。</p> <p>③スクールロイヤーによるいじめ防止教室の実施について、本資料14ページ、別冊資料62ページ(【資料5】)を御覧ください。 スクールロイヤーが直接、いじめに関する知識や人権の重要性について指導を行い、いじめ予防を中心とした未然防止教育として継続的に実施しています。</p>
委員長	<p>ただいまの報告を踏まえ、提言2、イに係る実施状況について評価を行いたいと思います。委員の皆様から評価に関する御意見を申し上げます。なお、事務局への御質問でも結構です。</p> <p>それでは、提言2、イにつきまして、委員の皆様から評価を賜ります。 (◎3人、○0人、△0人) ※委員長は人数に含めない。 当委員会としましては、◎と評価いたします。 続いて、次の内容につきまして、事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局 (飯島)	<p>提言2、ウ「いじめの初期対応についての教職員研修の実施」について御説明いたします。</p> <p>①「いじめを考える授業」研究協議会の実施について、本資料14ページ、別冊資料141ページ(【資料16】)を御覧ください。 教職員がいじめを捉える感度を高め、組織的な対応手順を再確認する機会として継続して実施しています。</p> <p>②「いじめのない学校を目指して(教師用指導資料)」の作成について、本資料15ページ、別冊資料142ページ(【資料17】)を御覧ください。 標題を「いじめを見逃さない学校を目指して」に刷新し、対応フロー図や事例集を新たに明記した実践的な資料を配布しました。</p> <p>③スクールロイヤーによる研修会の実施について、本資料15ページ、別冊資料62ページ(【資料5】)を御覧ください。 法的側面からの初期対応スキルや、正確な事実確認の方法を学ぶ研修、巡回相談を継続しています。</p>
委員長	<p>ただいまの報告を踏まえ、提言2、ウに係る実施状況について評価を行いたいと思います。委員の皆様から評価に関する御意見を申し上げます。</p>

なお、事務局への御質問でも結構です。

それでは、提言2、ウにつきまして、委員の皆様から評価を賜ります。
(◎3人、○0人、△0人) ※委員長は人数に含めない。
当委員会としましては、◎と評価いたします。
続いて、次の内容につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

事務局
(飯島)

次に、提言3「正確かつ詳細な記録の作成、保存について」御説明いたします。本項目の概要は、客観的事実の詳細な記録と記録の保管ルールの明確化です。

提言3、ア「適切な聴取の実施及び聴取録の保管ルールの設定」について御説明いたします。

①聴取方法及び聴取記録の様式例に関する研修動画の作成について、本資料16ページ、別冊資料61ページ(【資料4】)を御覧ください。

複数名での役割分担や、一問一答形式での客観的な記録方法を動画で説明しました。

②「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に保管期間及び保管方法を明記について、本資料16ページ、別冊資料1ページ(【資料1】)および33ページ(【資料2】)を御覧ください。

令和8年度分から、いじめに係る記録は「認知年度後5年間」、重大事態関係資料は「卒業後5年間」と保存年限を明文化しました。

③「いじめのない学校を目指して(教師用指導資料)」に聴取方法及び聴取記録の様式例に関する内容を追加について、本資料17ページ、別冊資料142ページ(【資料17】)を御覧ください。

指導資料に「いじめ訴え聴き取りシート」等を添付し、個人の主観に偏らない客観的な記録が作成される体制を整えました。

続けて、提言3、イ「聴取方法等に関する実践的な教職員研修の実施」について御説明いたします。

①聴取方法及び聴取記録の様式例に関する研修動画の作成について、本資料18ページ、別冊資料61ページ(【資料4】)を御覧ください。

現在は、動画視聴による知識習得を目的とした研修を実施している段階ですが、今後はこれを踏まえた実践研修を計画していることから、「一部実施予定」としています。

委員長

ただいまの報告を踏まえ、提言3、ア及びイに係る実施状況について評価を行いたいと思います。委員の皆様から評価に関する御意見を申し上げます。なお、事務局への御質問でも結構です。

それでは、提言3、アにつきまして、委員の皆様から評価を賜ります。
(◎3人、○0人、△0人) ※委員長は人数に含めない。
当委員会としましては、◎と評価いたします。
続いて、次の内容につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

事務局
(飯島)

次に、提言4「指導と聴取の峻別」について御説明いたします。本項目の概要は、組織的な対応を徹底し、聴取の際に指導を混ぜない実践的なスキルの習得です。

提言4、ア「組織的な対応についてのフロー図の作成」について御説明いたします。

①「いじめのない学校を目指して(教師用指導資料)」に組織的な対応についての具体的なフロー図を追加について、本資料18ページ、別冊資

料142ページ（【資料17】）を御覧ください。

情報共有から方針決定、役割分担までの組織的な動きをまとめた「具体的対応フロー図」を資料に追加しました。

続けて、提言4、イ「指導と聴取の峻別を身につける実践的な研修の実施」について御説明いたします。

①「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」に聴取方法及び聴取記録の様式例に関する内容を追加について、本資料19ページ、別冊資料142ページ（【資料17】）を御覧ください。

対応フロー図において、「聴き取り中は指導を行わない」「児童生徒の言葉を誘導しない」といった具体的な留意事項を明記し、周知しました。

②聴取に関する実践的な研修の実施について、資料はございません。今後、実際の聴き取り場面を想定したロールプレイ研修を計画しているため、「一部実施予定」としてしています。

委員長

ただいまの報告を踏まえ、提言4、アに係る実施状況について評価を行いたいと思います。委員の皆様から評価に関する御意見をお願いします。なお、事務局への御質問でも結構です。

それでは、提言4、ア及びイにつきまして、委員の皆様から評価を賜ります。

（◎3人、○0人、△0人）※委員長は人数に含めない。

当委員会としましては、◎と評価いたします。

続いて、次の内容につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

事務局
（飯島）

次に、提言5「学校・教育委員会として主体的に支援策・指導方針を示していくこと」について御説明いたします。本項目の概要は、教育の専門機関として、連携フローに基づいた適切な支援体制を構築し、保護者に示すことです。

提言5、ア「学校と教育委員会の連携フロー図の作成」について御説明いたします。

①いじめ対応に係る連携フロー図の作成について、本資料20ページ、別冊資料159ページ（【資料19】）を御覧ください。

学校・教育委員会・市長部局がどのように連携し、いじめの認知からいじめへの対応・報告を進めるかについて連携図を整備・配布しました。

②重大事態対応に係る連携フロー図を「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に明記したことについて、本資料20ページ、別冊資料33ページ（【資料2】）を御覧ください。

重大事態における学校と教育委員会との情報共有に係る詳細手順をフローとして追記し、具体的な連携体制を明示しました。

続けて提言5、イ「適切な支援体制の構築」について御説明いたします。

①「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に専門家等の参画を明記について、本資料21ページ、別冊資料33ページ（【資料2】）を御覧ください。

調査組織に専門家及び指導主事が参画するとともに、教育委員会が継続的に指導・支援を行う体制を整備しています。

委員長

ただいまの報告を踏まえ、提言5、ア及びイに係る実施状況について評価を行いたいと思います。委員の皆様から評価に関する御意見をお願いします。なお、事務局への御質問でも結構です。

事務局
(飯島)

それでは、提言5、イにつきまして、委員の皆様から評価を賜ります。
(◎2人、○1人、△0人) ※委員長は人数に含めない。
当委員会としましては、◎と評価いたします。
続いて、次の内容につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

次に、提言6「調査委員会の委員の活用」について御説明いたします。
本項目の概要は、条例を改正し、委員が専門的見地からいじめ防止策全般について助言できる体制を整えることです。

提言6、ア「調査委員会の所掌事務に関する内容の見直し」について御説明いたします。

①調査委員会を開催について、本資料22ページ、別冊資料164ページ(【資料20】)を御覧ください。

令和8年3月の条例改正により、重大事態の調査に加え、「学校におけるいじめ防止等のための対策に関する調査審議」を新たに職務に加え、所掌事務を拡充しました。

続けて、提言6、イ「スクールロイヤーの活用」について御説明いたします。

①上尾市スクールロイヤー活用事業の整備について、本資料23ページ、別冊資料62ページ(【資料5】)を御覧ください。

学校が法的相談を受けられる制度を整え、専門家による支援体制を整備しました。

委員長

ただいまの報告を踏まえ、提言6、ア及びイに係る実施状況について評価を行いたいと思います。委員の皆様から評価に関する御意見を申し上げます。なお、事務局への御質問でも結構です。

それでは、提言6、アにつきまして、委員の皆様から評価を賜ります。

(◎2人、○0人、△0人) ※委員長は人数に含めない。また、小林委員は所用により退席しているため、人数に含めない。

当委員会としましては、◎と評価いたします。

続いて、次の内容につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

事務局
(飯島)

提言7「いじめ重大事態調査ガイドライン改訂版に従った制度の見直し」について御説明いたします。本項目の概要は、最新の国の指針に基づいた方針・マニュアルの改訂及び、その公表・確認体制の構築としております。

提言7、ア「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」の見直しについて御説明いたします。

①「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂について、本資料24ページ、別冊資料1ページ(【資料1】)を御覧ください。

ガイドライン改訂版に準拠し、保存年限や実態に即した事業内容への見直しを令和8年4月に完了しました。

②「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」の改訂について、本資料24ページ、別冊資料33ページ(【資料2】)を御覧ください。

対応手順をフロー図化し、実効性を高める内容への再改訂を令和8年4月に完了しました。

③「学校基本方針」の改訂及び指導主事による毎月の点検・確認についてですが、資料の掲載はございません。現在、各校に対して改訂を指示しているところであり、今後は指導主事が毎月の点検を通じて実態に即して機能しているかを確認する予定であることから、「実施予定」としていません。

委員長	<p>続けて提言7、イ「改訂内容の公表及び報告」について御説明いたします。</p> <p>①基本方針及び改訂のスケジュール等のホームページへの掲載について、本資料25ページ、別冊資料184ページ（【資料21】）を御覧ください。</p> <p>現在、教育委員会及び各校のホームページにおいて適切に掲載されていることを確認中であり、「一部実施予定」としています。</p> <p>ただいまの報告を踏まえ、提言7、アに係る実施状況について評価を行いたいと思います。委員の皆様から評価に関する御意見をお願いします。なお、事務局への御質問でも結構です。</p> <p>それでは、提言7、ア及びイにつきまして、委員の皆様から評価を賜ります。</p> <p>(◎2人、○0人、△0人) ※委員長は人数に含めない。また、小林委員は所用により退席しているため、人数に含めない。</p> <p>当委員会としましては、◎と評価いたします。</p> <p>以上を、当委員会からの評価といたします。再発防止策の実施状況について一定の評価ができるものの、一部の取組について、なお改善の余地が認められます。</p> <p>いじめ防止及びいじめへの適切な対応の実効性を高めるため、教育委員会におかれましては、継続的かつ具体的な改善に取り組まれることを期待いたします。</p> <p>最後に、委員の皆様から御質問がございましたら、御発言をお願いします。各項目に関する御質問、また全体を通しての御質問のいずれでも結構です。</p>
大山委員	<p>意見は2点あります。</p> <p>1点目は、いじめをなくすため、子どもたちの意識改革を図るいじめ予防策の強化を求めるものです。</p> <p>2点目は、こうした取組の実効性について検証を行うとともに、定量的に評価可能な指標の導入を求めるものです。</p>
事務局 (飯島)	<p>次回会議において実効性について検証したデータをお示しいたします。</p>
綱島委員	<p>いじめ防止のための研修は重要であると考えます。</p> <p>一方で、学校現場においては多忙化といった課題もあるため、必ずしも研修のみで解決できる問題ではない面もあると考えます。</p>
事務局 (飯島)	<p>長時間にわたる一律の研修は教職員の負担となり得るため、各教職員の都合に応じて受講可能なオンデマンド型研修の導入など、実施方法について工夫してまいります。</p>
委員長	<p>それでは、委員の皆様、長時間にわたり、貴重な御意見をいただきありがとうございます。また、円滑な進行に御協力を賜りまして、ありがとうございました。</p>